

ミツヒロニュース



現在、国税庁をかたるショートメッセージ及びメールから国税庁ホームページになりすました偽のホームページへ誘導する事例が見つかっています。出回っているのは「未払い税金支払いのお願い」「税金の支払い方法に問題があります」といった文面です。国税庁（国税局、税務署を含む）では、ショートメッセージやメールを送信しておりません。不審なショートメッセージやメールを受信した場合や、国税庁ホームページをかたるサイトを発見した場合には、アクセスしないようご注意ください。

光廣 昌史

今月のトピック

- ◇高速道路料金のインボイス対応
- ◇100%親子間の金銭債権に対する貸倒引当金の繰入が不可に
- ◇退職日を月末にしない場合の損得と留意点
- ◇今月のお勧めセミナー
第3回 実務講座
「儲けたお金は、どこへ消えたか」
- ◇あとがき
「秋の楽しみ」



高速道路料金のインボイス対応

令和5年10月開始のインボイス制度下で、3万円未満の課税仕入れについては、一定事項を記載した帳簿のみの保存では仕入税額控除ができなくなり、売手交付のインボイスが必要となります。

3万円未満の少額取引のうち、特にETC等の高速道路料金に関するインボイスの交付・保存対応に注意が必要です。

1. 現金クレジットで高速料金を支払うケース

◆受け取る領収書等をインボイスとして保存

高速道路を利用する場合、ETC (Electronic Toll Collection System :自動料金収受システム) により料金を支払う場合と直接、料金所において現金やクレジットカードで支払う場合があります。

令和5年10月開始のインボイス制度において、料金所で直接支払いをする場合は、宛名の記載を省略した適格簡易請求書が利用者に交付される予定です。利用する事業者は、適格簡易請求書として交付される「領収書」、または、クレジットカードの「利用証明書」を保存することで、仕入税額控除を受けられることとなります。

なお、料金所には人が配置されている窓口と無人で精算機が設置されている料金所がありますが、いずれを利用する場合でも、「領収書」等を受け取って保存をすることとなります。

2. ETCカードでゲートを通過した場合

ETCゲートを通過すれば、高速道路の利用料金は自動で決済され、登録したクレジットカードの利用として後日預金から引き落としがされます。この場合には、ゲートで高速道路の領収証（簡易適格請求書）は発行されません。この場合、消費税の仕入税額控除は、別途、WEB上の「ETC利用照会サービス」に登録して、その利用した期間ごとの利用証明書を電子インボイスとして交付してもらうこととなります。この「ETC利用照会サービス」では、一定期間におけるETCの利用について「利用証明書（PDF形式）」の電子データを保存、出力することができ、その利用証明書が電子適格簡易請求書の必要事項を満たします。

(次頁へつづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<https://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

要するに、ETCゲートを通過した場合には、一定期間ごとにWEB上の「ETC利用照会サービス」において「利用証明書」を保存することで、高速道路料金について仕入税額控除を受けることができます。

このWEB上からダウンロードできる「利用証明書」は「電子取引」として取り扱われ、改正電子帳簿保存法では、法人税・所得税法上の所得計算上損金ないし必要経費として控除をするためには、紙に印字しての保存が認められません。(令和6年1月以降)しかし、消費税の仕入税額控除のためには、従来どおり紙に印字しての保存は可能です。

ですが、消費税の仕入税額控除のみをして、法人税・所得税の損金・必要経費算入はしないということは考えにくいので、一般的には、これらのETCゲートを通過した時の利用料金については、WEB上の「ETC利用照会サービス」から「利用証明書」をダウンロードし、「電子データ」としての要件を満たす一定の改ざん防止措置を講じた形式での保存が必要になります。

◆「ETC利用照会サービス」の「利用証明書」(電子インボイス)の保存方法

消費税の仕入税額控除 (AまたはB)	電子帳簿保存法の電子取引
A: 「利用証明書」の電子データを保存 (電子帳簿保存法要件を充足) B: 同電子データを出力して紙保存 (整然明瞭な状態で保存)	・「利用証明書」の電子データを保存 (電子帳簿保存法要件を充足)

3. ETC利用照会サービスの概要は?

事前に登録のETCカードで利用した走行について、サービスを利用する日から15か月前までの利用明細をインターネット上で確認できるサービスです。

検索した利用明細については、利用証明書や利用明細書として、PDFファイルまたはCSVファイルとして出力し、印刷・保存することができます。

項目	ETC利用照会サービス
1. 検索期間	利用証明書・利用証明書走行明細確認…過去15か月間
2. 対象走行	ETC無線走行・非無線走行
3. 検索可能カード枚数	一度に最大10枚(1ユーザーIDで10枚登録可能)
4. 出力機能	利用証明書(PDFファイル)、利用明細(PDFファイル、CSVファイル)
5. 利用証明書検索方法	【初回登録時】 メールアドレス、ユーザーID(任意)、パスワード(任意)、ETCカード番号、利用年月日(任意の一日)、車載器管理番号、車両番号、秘密の質問・答えを入力 【登録後】 ID・PWを入力してログイン、過去15か月分を自動表示。 検索期間、車両番号、ETCカード番号を指定しての検索も可

◆ご登録に必要なもの

・メールアドレス ・ETCカード番号 ・過去のご利用年月日 ・車載器管理番号 ・車両番号

※車両番号・車載器管理番号は、過去のご利用年月日に利用されたものがが必要です。

※車載器管理番号とは、ETC車載器ごとにメーカーから付番された19桁の識別番号をいいます。

※レンタカーやカーシェアリングの車両でも登録可能です。車載器管理番号や車両番号は借受中にご自身でお確かめください。

◆Q&A

●登録しないと利用できませんか?

本サービスをご利用いただくには登録が必要です。

●ETC利用照会サービスとETCマイレージサービスは違うのですか?

別のサービスです。ご利用にあたりましては、それぞれにご登録をお願いします。



来年10月から必要不可欠となりますので、早めに登録して慣れておきましょう。

100%親子間の金銭債権に対する 貸倒引当金の繰入が不可に

令和4年4月1日以後開始事業年度から、完全支配関係にある法人への金銭債権に対する貸倒引当金の設定が、税務上認められなくなりました。

1. 税務上の貸倒引当金

法人は、自らが有する金銭債権について、将来の貸倒れに備え、一定額を貸倒引当金として設定する場合があります。税務上は、この貸倒引当金の設定について、すべてを認めておらず、設定できる法人の範囲や、設定することができる上限額（繰入限度額）などを定めています。

2. 貸倒引当金の繰入限度額

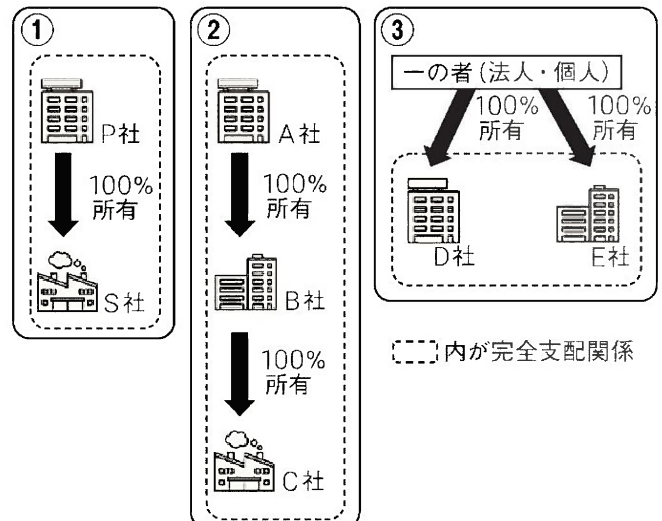
税務上における貸倒引当金の繰入限度額は、次の2種類に区分して計算します。

区分	繰入限度額	対象となる主な金銭債権
個別評価金銭債権	債務者ごとに計算した回収不能見込額の合計額	法的措置に伴い貸倒れ等の損失が見込まれる次の金銭債権 ● 売掛金、貸付金その他これらに類する金銭債権 ● 保証金や前渡金等について返還請求を行った場合におけるその返還請求債権
一括評価金銭債権	事業年度終了時に有する右の金銭債権（上記個別評価金銭債権を除く）の合計額に貸倒実績率等乗じて計算した額	● 売掛金、貸付金 ● 益金の額に算入された、未収の譲渡代金等、未収地代家賃等又は貸付金の未収利子 ● 益金の額に算入された未収の損害賠償金 ● 保証債務を履行した求償権 ● 売掛金、貸付金等の債権について取得した受取手形（割引手形・裏書手形を含む）

参考：国税庁税大講本 法人税法（令和4年度版）

3. 貸倒引当金の改正

令和2年度税制改正により、貸倒引当金の対象となる金銭債権（個別評価金銭債権および一括評価金銭債権）から、**完全支配関係がある他の法人に対して有する金銭債権が除外**されました。これは、連結納税制度がグループ通算制度に改組された影響によるもので、令和4年4月1日以後に開始する事業年度からの適用です。なお、完全支配関係とは、右図①②のような一の者が法人の発行済株式等（自己株式等を除く）の全部を直接もしくは間接に保有する一定の関係、又は右図③のような一の者との間にその一定の関係がある法人相互の関係をいいます。たとえば右図①の100%親子間の金銭債権は、税務上、貸倒引当金の設定が認められません。これまで設定してきた場合には、改正適用後の初めての事業年度での戻入額と繰入額との差額（益金算入額）が大きくなる可能性があります。ご注意ください。



退職日を月末にしない場合の損得と留意点

◆ 社会保険の資格喪失日

社会保険で被保険者の資格を喪失する日は、原則、その事実があった日（「退職日」）の翌日となります。会社や社会保険適用の個人事業所の従業員・役員が退職する場合、退職日が月末であれば、その月まで社会保険が課されます。給料からの社会保険料の控除を翌月としている場合は、退職月には2か月分の控除となりますので、給与計算では留意が必要です。

◆ 社会保険料 vs 国民健康保険料・国民年金

社会保険の資格を喪失した場合、自身で住所地のある市区役所に出向き、社会保険から国民健康保険・国民年金への切り替え手続きをしなければなりません。この切り替えを失念すると、健康保険が適用されず、その月は全額自己負担となってしまいます。

仮に月末の一日前に社会保険を喪失させた場合でも、その月の初日から適用されないこととなりますので、その月の退職日まで病院にかかった分は全額自己負担となってしまいます。

なお、国民健康保険への切り替えをしなかった場合で、「健康で病気もしなかったから1か月健康保険に入らないで得した」と短絡的に考えるのも禁物です。空白期間に、国民年金、国民健康保険の切り替え手続きをしないと、未納期間がひと月発生することとなり督促の対象となります。そうすると、障害年金の受給要件を今後1年間満たさなくなります。万一の際に障害年金の受給ができなくなりますので、空白期間のないように、国民年金、国民健康保険の手続きをおこなうことです。

◆ 退職日は総合的に長い目で考えて決める

社会保険の方が、国民健康保険・国民年金に比して、概して負担が高額です。そのため、月末の前日に退職してその月に社会保険が掛からないようにするとお得と考える方もいらっしゃいます。しかしながら、社会保険料は月々の負担が高額な分、将来もらえる年金の額も国民年金に比して高い金額となっています。

また、社会保険は、本人と会社でほぼ50%ずつでの負担ですし、配偶者が第3号被保険者であれば基礎年金部分も社会保険なら支払っていることになっています。国民年金負担となれば、配偶者の分も1人分の国民年金保険料の負担が発生します。

短絡的に目の前の低い負担の方を選んでしまうことなく、よくよく考えて決めることです。

参考文献： ■週刊税務通信 ■ETC 利用紹介サービス ■My Komon ■ゆりかご倶楽部



今月のお勧めセミナー

第3回 実務講座

キャッシュ・フロー基礎編「儲けたお金は、どこへ消えたか」

決算書からだけでは、儲けたお金がどうなったのかは分かりません。「利益が出ているのに、なぜ、お金が無いの?」「実際の“キャッシュ”の動きと“利益”になぜ違いが起こるの?」といった疑問は、キャッシュ・フロー計算書のしくみを知ることで解決します。キャッシュ・フロー基礎編で、先を見てお金を残す経営を勉強しましょう。

(開催日 10月4日 (火) セミナー概要は、ピンクの案内チラシをご覧ください。)

あとがき

下田です。食欲の秋です！美味しい食べ物が盛り沢山で大好きな無花果もその一つです。今秋は無花果のコンポートに初挑戦しました。無花果を赤ワイン、砂糖、シナモンでコトコトと炊いて冷ますと完成します。期待以上にアッサリ優しい美味しさに驚きました。嬉しいことにこのコンポートは美容にも健康にも良いスイーツなんです。無花果は整腸作用、赤ワインはポリフェノールたっぷりで抗酸化作用が有ります。シナモンは血流を改善し身体を温めたり、防腐効果が有り身体に溜まった毒素を排出してくれるそうです。食べ過ぎに注意して楽しみたいと思います。



【発行】 株式会社オフィスマツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史



株式会社オフィスマツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <https://www.office-m.co.jp/>

Buzip+広島

動画による

ニュース解説配信中！

